

## ○浪江町営住宅等条例施行規則

(平成9年12月25日規則第24号)

|    |   |   |
|----|---|---|
| 改正 | (平成9年12月25日規則第24号)  |   |
|    | 平成11年3月25日規則第9号<br>平成13年9月3日規則第12号<br>平成20年10月1日規則第17号<br>平成24年6月25日規則第14号<br>令和2年3月25日規則第16号 | 平成12年3月31日規則第5号<br>平成17年4月1日規則第8号<br>平成21年7月1日規則第8号<br>平成25年3月29日規則第16号<br>令和5年4月1日規則第11号 |
|    |   |   |
|    |   |   |
|    |   |   |

### (目的)

第1条 この規則は、浪江町営住宅等条例(平成9年浪江町条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (障害の程度)

第2条 条例第6条第2項第1号アに規定する障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
  - (2) 精神障害(知的障害を除く。次号において同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
  - (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度
- 2 条例第6条第2項第1号イに規定する障害の程度は、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。

### (入居申込み)

第2条の2 条例第8条第1項(条例第59条で準用する場合を含む。)の規定により町営住宅に入居しようとする者は、町営住宅入居申込書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の町営住宅入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 市町村長の発行する住民票謄本
  - (2) 入居申込日の前年1年間の所得を証する書類及び市町村長の発行する所得額を証する書類
  - (3) 市町村長の発行する税の未納がないことを証する書類
  - (4) 婚姻を前提として申込みをする者については、婚姻の予約を証する書類
  - (5) 住宅に困窮していることを証する書類
  - (6) 立退きの要求のある場合は、その事実を証する書類
  - (7) その他町長が必要と認める書類

3 町営住宅入居申込書の有効期限は、その記載事項に変更がない限り3月とする。

4 町長は、必要があると認めるときは、入居申込者の住宅困窮の程度及び入居申込者又は入居申込者が町営住宅で同居しようとする親族が暴力団員でないことを実地に調査するものとする。

### (入居者決定の通知)

第3条 条例第8条第2項(条例第59条で準用する場合を含む。)の規定による入居決定の通知は、町営住宅入居決定通知書(第2号様式)による。ただし、同条第3項の規定による借上げの町営住宅への入居決定である場合は、借上町営住宅入居決定通知書(第3号様式)による。

(優先的に選考して入居させることができる者の要件)

第4条 条例第9条第3項に規定する町長が規則で定める要件を備えている者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 20歳未満の子を扶養している配偶者のない者 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
- (2) 引揚者 海外からの引揚者で引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (3) 炭鉱離職者 炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者で広域職業紹介活動にかかる公共職業安定所の紹介により就職し、かつ当該就職後2年以内のもの世帯
- (4) 老人 満60歳以上の者でその同居親族が配偶者又は18歳未満の児童のみであるもの
- (5) 心身障害者 入居者又は同居親族が次のいずれかに該当する者
  - ア 戦傷病者にあっては、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者で恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害があるもの
  - イ 戦傷病者以外の身体に障害のある者にあっては、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者で身体障害者福祉法施行規則別表第5号の4級以上の障害があるもの
  - ウ 知的障害者等の精神的障害を有する者にあっては、知的障害の程度が児童相談所の長、知的障害者更正相談所の長、精神保健福祉センターの長若しくは精神科の診療に経験を有する医師により、重度又は中度の知的障害者と判定された者及び知的障害者以外の者で重度又は中度の知的障害者と同程度の精神的障害を有していると判定されたもの

(優先的入居者の選考)

第5条 条例第9条第3項の規定により優先的に選考を受けようとする者は、町営住宅優先入居申込書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の町営住宅優先入居申込書の提出があった場合は、これを審査し、その申込者を優先的に入居させることが適当であると認めるときは、その者の入居を決定するものとする。この場合において、優先的に入居させるべきと認める者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超えるときは、公開抽選その他公正な方法により入居者及び補欠入居者の順位を決定するものとする。

(入居の辞退)

第5条の2 入居者又は入居補欠者が入居を辞退しようとするときは、町営住宅入居辞退届(第41号様式)を町長に提出しなければならない。

(保証人)

第6条 条例第10条第6項第1号に規定する保証人を立てようとするときは、請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (2) 連帯保証人の所得を証する書類
- (3) 市町村長の発行する連帯保証人の税の未納がないことを証する書類

- 2 条例第10条第6項第2号に規定する保証人を立てようとするときは、請書に町長が必要と認める書類を添付し、町長に提出しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、保証人に関する規定は、町長が別に定める。  
(入居の決定の取消)

第6条の2 町長は、条例第10条第3項（条例第59条で準用する場合も含む。）の規定により入居の決定を取り消したときは、町営住宅入居決定取消通知書（第42号様式）により、当該入居決定者に対して通知するものとする。

(入居の許可)

第7条 条例第10条第4項（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定による入居可能日の通知は、町営住宅入居許可書（第6号様式）による。

(同居者の異動)

第7条の2 入居者は、出生、死亡、婚姻、転出等により同居者（条例第12条（条例第59条で準用する場合も含む。）に定める以外の事由による場合にあっては、当該入居者を含む。）に異動があったとき（条例第11条（条例第59条で準用する場合も含む。）の規定により承認を得た場合は除く。）は、速やかに町営住宅同居者異動届（第43号様式）を町長に提出しなければならない。

(同居の承認)

第8条 条例第11条（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定により同居の承認（婚姻、未成年者の養子縁組及び出生を除く。）を受けようとする者は、町営住宅同居承認申請書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第59条で準用する場合の同居の承認については、条例第11条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情に当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させが必要であると認めるときは、本項の規定にかかわらず、承認をすることができる。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が条例第56条第1項第2号の金額を超える場合

(2) 当該入居者が条例第41条第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

3 町長は、第1項の町営住宅同居承認申請書を受理した場合において、同居しようとする者が暴力団員でないこと、かつ、次のいずれかに該当することにより適當と認め、これを承認するときにあっては町営住宅同居承認通知書（第8号様式）により、その承認をしないときにあっては町営住宅同居不承認通知書（第8号様式）により、その旨を申請者に対して通知するものとする。

(1) 同居しようとする者が、入居者又はその配偶者の親族であるとき。

(2) その他町長が特別の事情があると認めたとき。

(入居の承継)

第9条 条例第12条（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定により入居を承継しようとする者は、町営住宅承継入居申請書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第59条で準用する場合の入居の承継については、条例第12条第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情に当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させが必要であると認

めるとときは、本項の規定にかかわらず、承認をすることができる。

(1) 当該承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年に満たない場合（当該承認を受けようとする者が当該入居者の入居時から引き続き同居している親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合を除く。）

(2) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が条例第56条第1項第2号の金額を超える場合

(3) 当該入居者が条例第41条第1号から第5号までのいずれかに該当する場合

3 町長は、第1項の町営住宅承継入居申請書を受理した場合において、承継することが適當と認め、これを承認するときには町営住宅承継入居承認通知書（第10号様式）により、その承認をしないときにあっては町営住宅承継入居不承認通知書（第10号様式）によりその旨を申請者に対して通知するものとする。

4 町長は、第1項の申請に係る者又はその同居者が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

（利便性係数）

第10条 条例第13条第2項（条例第59条で準用する場合を含む。）の町長が規則で定める数値は、別表によるものとする。

（収入に関する報告等）

第11条 条例第14条第1項（条例第59条で準用する場合を含む。）の町長が規則で定める期日は、7月末日とする。

2 公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第7条の規定による書面は、町営住宅入居者収入状況申告書（第11号様式）とする。

3 条例第14条第3項（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定による収入の額の認定又は同条第4項後段の規定による当該認定の更正の通知は、町営住宅入居者収入認定（更正）通知書（第12号様式）による。

4 条例第14条第4項（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定により同条第3項の規定による認定に対し意見を述べようとする者は、町営住宅入居者収入額更正申請書（第13号様式）により町長に申し出なければならない。

（家賃の減免又は徴収猶予）

第12条 条例第15条（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定により家賃の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、その事実を認証する書類を添付して町営住宅家賃減免・徴収猶予申請書（第14号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による町営住宅家賃減免・徴収猶予申請書の提出があった場合は、これを審査し、減免又は徴収猶予をする必要があると認めるときは、減免又は徴収猶予の決定をし、町営住宅家賃減免・徴収猶予承認通知書（第15号様式）により、その旨をその者に対して通知するものとする。

（家賃の減免徴収猶予基準）

第13条 前条に規定する家賃の減免については、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）により住宅扶助を受けている場合で、当該住宅の家賃が扶助限度額を超えるときは、その超える額を減額すること。

- (2) 入居者又は同居者が失職その他の事情により、その収入が著しく低額であるときは、その収入額で条例第13条の規定により家賃を算出し、決定家賃からこれにより算出した家賃を差し引いた額を減額すること。
  - (3) 入居者又は同居者が病気にかかり長期にわたって療養する必要が生じ、又は災害により容易に回復しがたい損害を受けたときは、町長がこれらの経費として認定する額を収入から控除した収入額で条例第13条の規定により家賃を算出し、決定家賃からこれにより算出した家賃を差し引いた額を減額すること。
  - (4) 入居者の責に帰することができない事由により住宅の一部が使用できなくなったときは、町長と入居者が協議により家賃を算出し、決定家賃からこれにより算出した家賃を差し引いた額を減額すること。
- 2 前項の規定は、家賃の徴収猶予に準用する。
- 3 家賃の減免又は徴収猶予の期間は12月以内とし、入居者の事情その他を勘案して決定する。

(敷金の減免又は徴収猶予)

第13条の2 条例第17条第2項（条例第59条で準用する場合も含む。）の規定により、敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、その事実を認証する書類添付して町営住宅敷金減免・徴収猶予申請書(第44号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による町営住宅敷金減免・徴収猶予申請書の提出があった場合は、これを審査し、減免又は徴収猶予をする必要があると認めるときは、減免又は徴収猶予の決定をし、町営住宅敷金減免・徴収猶予承認通知書(第45号様式)により、その旨をその者に対して通知するものとする。

(敷金の減免徴収猶予基準)

第13条の3 敷金の減免については、第13条第1号から第3号までの基準を準用し、同基準により減額した額の3ヶ月分を減額するものとする。

- 2 敷金の徴収猶予については、第13条第2項を準用する。
- 3 敷金の減免又は徴収猶予の期間は12月以内とし、入居者の事情その他を勘案して決定する。

(敷金の還付)

第13条の4 条例第17条第4項（条例第59条で準用する場合も含む。）の規定により敷金の還付を受けようとする者は、明渡し検査を受けた後、速やかに町営住宅敷金還付請求書(第46号様式)を町長に提出するものとする。

(修繕箇所の報告及び修繕に係る事前協議)

第13条の5 条例第20条（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定による報告は、町営住宅修繕箇所報告書(第47号様式)による。

- 2 町長は、前項の規定による町営住宅修繕箇所報告書の提出があった場合は、入居者と協議を行い、入居者による修繕の実施の要否を判断するものとする。

(共益費の徴収)

第13条の6 町長は、条例21条第2項の規定により、入居者から共益費を徴収する場合、入居者に町営住宅共益費決定通知書(第48号様式)により徴収する額、期間及び納付方法を通知するものとする。

(長期不在の届出)

第14条 条例第24条（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定による届出

は、町営住宅長期不在届(第16号様式)による。

(住宅の用途変更及び現状変更)

第15条 条例第26条ただし書（条例第59条で準用する場合を含む。）及び第27条

第1項ただし書（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定により住宅の一部の用途併用及び模様替、増築等の承認を受けようとする者は、町営住宅用途併用、現状変更申請書(第17号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の町営住宅用途併用・現状変更申請書を受理した場合において、次の各号のいずれにも該当することにより、住宅以外の用途併用又は模様替若しくは増築をすることがやむを得ないと認めたときは、これを承認し、町営住宅用途併用・現状変更承認通知書(第18号様式)によりその旨をその者に対して通知するものとする。

- (1) 管理上支障がなく、かつ、原状回復又は撤去が容易であること。
- (2) 増築の床面積が10m<sup>2</sup>未満であること。
- (3) 風紀、衛生、その他公衆道德上支障がないこと。

3 前項の規定により承認を受けた者は、その工事の完了後、直ちに町営住宅用途併用・現状変更竣工届(第19号様式)を町長に提出し、検査を受けなければならぬ。

(収入超過者の認定等)

第16条 条例第28条第1項（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定による収入超過者への通知は、収入超過者認定通知書(第20号様式)による。

2 条例第28条第3項（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定により同条第1項の規定による認定に対し意見を述べようとする者は、通知を受けた日から10日以内に収入超過者認定更正申請書(第21号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の収入超過者認定更正申請書を受理し、認定の更正をしたときは、収入超過者認定更正通知書(第22号様式)によりその旨をその者に対して通知するものとする。

(高額所得者の認定等)

第17条 条例第28条第2項の規定による高額所得者への通知は、高額所得者認定通知書(第23号様式)による。

2 条例第28条第3項の規定により同条第2項の規定による認定に対し意見を述べようとする者は、通知を受けた日から10日以内に高額所得者認定更正申請書(第24号様式)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の高額所得者認定更正申請書を受理し、認定の更正をしたときは、高額所得者認定更正通知書(第25号様式)によりその旨をその者に対して通知するものとする。

4 条例第31条第1項の規定による高額所得者への明渡しの請求は、高額所得者町営住宅明渡し請求書(第26号様式)による。

5 条例第31条第4項の規定により明渡しの期限の延長の申出をしようとする者は、高額所得者町営住宅明渡し期限延長申請書(第27号様式)を町長に提出しなければならない。

6 町長は、前項の高額所得者町営住宅明渡し期限延長申請書を受理し、期限の延長を認めたときは、高額所得者町営住宅明渡し期限延長承認通知書(第28号様式)

によりその旨をその者に対して通知するものとする。

7 条例第32条第2項の町長が規則で定める金銭の額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍とする。

(住宅の明渡し)

第18条 条例第36条第1項及び第41条第1項の規定による明渡しの請求は、町営住宅明渡し請求書(第29号様式)による。

2 条例第37条の規定により新たに整備される町営住宅への入居を希望する者は、新町営住宅入居希望申出書(第30号様式)を町長に提出しなければならない。  
(建替事業等による家賃の減額)

第19条 条例第38条及び第39条の規定により家賃の減額を受けようとする者は、町営住宅家賃減額申請書(第31号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の町営住宅家賃減額申請書を受理し、家賃を減額する必要があると認めたときは、町営住宅家賃減額決定通知書(第32号様式)によりその旨をその者に対して通知するものとする。

3 第1項の規定により減額する金額について100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げるものとする。

(住宅の退去届)

第20条 条例第40条第1項（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、町営住宅退去届(第33号様式)による。

(明渡し請求後の金銭)

第21条 条例第41条第3項及び第4項（条例第59条で準用する場合を含む。）の規定により明渡しの請求の日の翌日から明渡しを行う日までの期間において毎月徴収する金銭の額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍とする。

(社会福祉事業等の使用手続)

第22条 条例第43条第1項に規定する書面は、社会福祉事業等町営住宅使用申請書(第34号様式)とする。

2 条例第43条第2項の規定による許可又は不許可の通知は、社会福祉事業等町営住宅使用許可書(第35号様式)又は社会福祉事業等町営住宅使用不許可通知書(第36号様式)による。

(社会福祉事業等の使用料)

第23条 条例第44条第1項の町長が規則で定める使用料の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

(社会福祉事業等の使用状況報告)

第24条 町営住宅を使用している社会福祉法人等は、条例第46条の規定に基づき毎月15日までに前月の使用状況について、社会福祉事業等町営住宅使用状況報告書(第37号様式)により町長に報告しなければならない。

(社会福祉事業等の申請内容の変更)

第25条 条例第47条の規定による申請内容の変更の報告は、社会福祉事業等町営住宅使用申請内容変更報告書(第38号様式)による。

(社会福祉事業等の使用許可の取消し)

第26条 町長は、条例第48条の規定により使用許可を取り消したときは、社会福祉事業等町営住宅使用許可取消通知書(第39号様式)により町営住宅を使用している

社会福祉法人等に対して通知するものとする。

(みなし特定公共賃貸住宅の家賃)

第27条 条例第52条第1項の町長が規則で定める町営住宅の毎月の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

(立入検査証)

第28条 条例第61条第3項に規定する町営住宅の検査に当たる身分を示す証票は、町営住宅立入検査員証(第40号様式)とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年1月10日(以下「施行日」という。)から施行する。

(浪江町町営住宅管理条例施行規則等の廃止)

2 浪江町町営住宅管理条例施行規則(昭和51年浪江町規則第13号。以下「旧規則」という。)及び浪江町町営住宅入居者選考委員会規則(昭和51年浪江町規則第12号)は、廃止する。

(経過措置)

3 施行日前に旧規則の規定によつてした請求、手続、その他の行為は、この規則の相当規定によつしたものとみなす。

#### 附 則(平成11年3月25日規則第9号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成12年3月31日規則第5号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成13年9月3日規則第12号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の浪江町営住宅等条例施行規則に規定する様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

#### 附 則(平成17年4月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成20年10月1日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成21年7月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成24年6月25日規則第14号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

#### 附 則(平成25年3月29日規則第16号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

### 附 則(令和2年3月25日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条、第13条及び第13条の5の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則(令和5年4月1日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第10条関係)

| 名称       | 部屋番号   | 竣工年度  | 専用床面積                | 利便性係数 |
|----------|--|-------|----------------------|-------|
| 御殿南住宅    | 1号棟A, B<br>2号棟A, B<br>3号棟A, B<br>4号棟A, B<br>5号棟A, B  | 平成22年 | 51. 61m <sup>2</sup> | 1. 00 |
| 幾世橋住宅団地A | 3, 6, 14, 22   | 平成29年 | 74. 00m <sup>2</sup> | 0. 91 |
|          | 2, 4, 8, 9, 13, 15~19                                |       | 74. 50m <sup>2</sup> |       |
|          | 1, 5, 7, 10~12, 20, 21                               |       | 84. 25m <sup>2</sup> |       |
| 幾世橋集合住宅  | 1号棟101~108<br>2号棟101~108                             | 平成29年 | 56. 77m <sup>2</sup> | 0. 96 |
|          | 1号棟201~508<br>2号棟201~508                             |       | 58. 62m <sup>2</sup> |       |
| 幾世橋住宅団地B | 1~3, 15, 22~26, 29, 3<br>4~37                        | 平成29年 | 74. 00m <sup>2</sup> | 0. 91 |
|          | 5, 7~9, 14, 27, 28, 3<br>8, 39, 43, 44, 49~53        |       | 74. 50m <sup>2</sup> |       |
|          | 10, 17~21, 32, 33, 5<br>4, 63                        |       | 84. 00m <sup>2</sup> |       |
|          | 4, 6, 11~13, 16, 30, 3<br>1, 40~42, 45~48, 55<br>~62 |       | 84. 25m <sup>2</sup> |       |
| 請戸住宅団地   | 6~9, 12, 13, 18, 20, 2<br>1, 24, 26                  | 令和2年  | 74. 00m <sup>2</sup> | 0. 75 |
|          | 1~5, 10, 11, 14~17, 1<br>9, 22, 23, 25               |       | 84. 00m <sup>2</sup> |       |
| 津島住宅団地   | 9  | 令和4年  | 82. 25m <sup>2</sup> | 0. 64 |
|          | 2~8  |       | 82. 50m <sup>2</sup> |       |
|          | 10   |       | 82. 75m <sup>2</sup> |       |
|          | 1  |       | 83. 00m <sup>2</sup> |       |

### 第1号様式(第2条の2関係)

町営住宅入居申込書

町営住宅入居申込書

[別紙参照]

### 第2号様式(第3条関係)

町営住宅入居決定通知書

[別紙参照]

第3号様式(第3条関係)  
借上町営住宅入居決定通知書  
[別紙参照]

第4号様式(第5条関係)  
町営住宅優先入居申込書  
町営住宅優先入居申込書  
[別紙参照]

第5号様式(第6条関係)  
請書  
請書  
[別紙参照]

第6号様式(第7条関係)  
町営住宅入居許可書  
町営住宅入居許可書  
[別紙参照]

第7号様式(第8条関係)  
町営住宅同居承認申請書  
町営住宅同居承認申請書  
[別紙参照]

第8号様式(第8条関係)  
町営住宅同居承認・不承認通知書  
町営住宅同居承認・不承認通知書  
[別紙参照]

第9号様式(第9条関係)  
町営住宅承継入居申請書  
町営住宅承継入居申請書  
[別紙参照]

第10号様式(第9条関係)  
町営住宅承継入居承認・不承認通知書  
町営住宅承継入居承認・不承認通知書  
[別紙参照]

第11号様式(第11条関係)  
町営住宅入居者収入状況申告書  
町営住宅入居者収入状況申告書  
[別紙参照]

第12号様式(第11条関係)  
町営住宅入居者収入認定(更正)通知書  
[別紙参照]

第13号様式(第11条関係)

町営住宅入居者収入額更正申請書

[別紙参照]

第14号様式(第12条関係)

町営住宅家賃減免・徴収猶予申請書

町営住宅家賃減免・徴収猶予申請書

[別紙参照]

第15号様式(第12条関係)

町営住宅家賃減免・徴収猶予承認通知書

[別紙参照]

第16号様式(第14条関係)

町営住宅長期不在届

[別紙参照]

第17号様式(第15条関係)

町営住宅用途併用・現状変更申請書

[別紙参照]

第18号様式(第15条関係)

町営住宅用途併用・現状変更承認通知書

[別紙参照]

第19号様式(第15条関係)

町営住宅用途併用・現状変更竣工届

[別紙参照]

第20号様式(第16条関係)

収入超過者認定通知書

収入超過者認定通知書

[別紙参照]

第21号様式(第16条関係)

収入超過者認定更正申請書

[別紙参照]

第22号様式(第16条関係)

収入超過者認定更正通知書

[別紙参照]

第23号様式(第17条関係)

高額所得者認定通知書

高額所得者認定通知書

[別紙参照]

第24号様式(第17条関係)

高額所得者認定更正申請書

[別紙参照]

第25号様式(第17条関係)

高額所得者認定更正通知書

[別紙参照]

第26号様式(第17条関係)

高額所得者町営住宅明渡し請求書

高額所得者町営住宅明渡し請求書

[別紙参照]

第27号様式(第17条関係)

高額所得者町営住宅明渡し期限延長申請書

[別紙参照]

第28号様式(第17条関係)

高額所得者町営住宅明渡し期限延長承認通知書

[別紙参照]

第29号様式(第18条関係)

町営住宅明渡し請求書

[別紙参照]

第30号様式(第18条関係)

新町営住宅入居希望申出書

[別紙参照]

第31号様式(第19条関係)

町営住宅家賃減額申請書

[別紙参照]

第32号様式(第19条関係)

町営住宅家賃減額決定通知書

[別紙参照]

第33号様式(第20条関係)

町営住宅退去届

[別紙参照]

第34号様式(第22条関係)

社会福祉事業等町営住宅使用申請書

[別紙参照]

第35号様式(第22条関係)

社会福祉事業等町営住宅使用許可書

社会福祉事業等町営住宅使用許可書

[別紙参照]

第36号様式(第22条関係)

社会福祉事業等町営住宅使用不許可通知書

[別紙参照]

第37号様式(第24条関係)

社会福祉事業等町営住宅使用状況報告書

[別紙参照]

第38号様式(第25条関係)

社会福祉事業等町営住宅使用申請内容変更報告書

[別紙参照]

第39号様式(第26条関係)

社会福祉事業等町営住宅使用許可取消通知書

[別紙参照]

第40号様式(第28条関係)

浪江町営住宅立入検査員証

浪江町営住宅立入検査員証

[別紙参照]

第41号様式(第5条の2関係)

町営住宅入居辞退届

町営住宅入居辞退届

[別紙参照]

第42号様式(第6条の2関係)

町営住宅入居決定取消通知書

町営住宅入居決定取消通知書

[別紙参照]

第43号様式(第7条の2関係)

町営住宅同居者異動届

町営住宅同居者異動届

[別紙参照]

第44号様式(第13条の2関係)

町営住宅敷金減免・徴収猶予申請書

町営住宅敷金減免・徴収猶予申請書

[別紙参照]

第45号様式(第13条の2関係)

町営住宅敷金減免・徴収猶予承認通知書

町営住宅敷金減免・徴収猶予承認通知書

[別紙参照]

第46号様式(第13条の4関係)

町営住宅敷金返還請求書

町営住宅敷金返還請求書

[別紙参照]

第47号様式(第13条の5関係)

町営住宅修繕箇所報告書

町営住宅修繕箇所報告書

[別紙参照]

第48号様式(第13条の6関係)

町営住宅共益費決定通知書

町営住宅共益費通知書

[別紙参照]